

一般質問に対する長の対応を追跡する

前福島町議会事務局議事係長

澤 田 元 氣

議会で質疑した案件はどうなったのか

今年三月まで福島町議会事務局で議事係長を務めていました。地元の高校を卒業してから役場に入り、最初は税務課に三年間、そのあと産業課（水産）に二年間、二〇〇九年四月から議会事務局に配属され、二〇一六年三月までいました。今年四月から一年間、道の総合政策部市町村課に派遣中です。自治体職員になってから現在まで一三年五カ月のうち、八年間を議会事務局で勤務しました。議会事務局に配属された〇九年四月に議会基本条例が施行され、以降八年間にわたって、議会改革をそばで見えてきました。今日はその議会改革の一つとして福島町議会で取り組んでいる一般質問の追跡調査を紹介します。

セミナーに参加の皆さんの議会では、首長が「実施します」「取り組みます」「検討したい」「見直します」「勉強します」「努めます」などと答弁をして、質疑を終了した経験がないでしょうか。そ

れぞれの議会では、質問時間と回数の制限があり、満足できる質疑ができない状況もあると思います。が、こういった答弁があるのでないかと思えます。

質問した案件が実際に取り組まれたのはどのくらいの割合で、検討された結果などの報告はどうなっているでしょうか。それを議員として、議会事務局職員としてどう感じているでしょうか。

質問した案件がすべて取り組まれていることはないでしょうし、検討された結果が、執行部側から報告されている議会の方が少ないのではないかと思います。これではいけないと感じている方、これから報告する福島町議会の取り組みが参考になればと思います。

議会と向き合えない前町長、追跡調査の検討

福島町議会では、前町長の時代に議会議論が深まらない場面が多々ありました。「検討します」「調査します」「協議します」「参考にします」という

前町長答弁が多く、議員が具体的に聞いても、このような答弁しかありませんでした。

こうしたなか数カ月後の議会で、A議員が「町長、〇〇の件について、検討しますと答弁していましたが、どうなっていますか」と確認の質問をしました。

これに対し、前町長「まだ検討していません」と答弁。

A議員はさらに「いつまでに検討するのですか」と聞き。

前町長は期限を設けず、「早急に検討します」と言うだけでした。

議員の質問に対して、「なぜ町長の足を引っ張るのか」と言う町民もいました。しかしやり取りをそばで見えていた私は、前町長が議員の質問にしっかりと向き合っていないことが多いと感じていました。

町民懇談会の中で、「役場という『検討する』って、実際には『やりません』って言っているのと同じでしょう」（議会の）ライブ中継を見ているけれども、議員さんもそこで質問をやめてしまうから悪いんじゃないんですか？「その後どうなったかというのも、広報にも載っていない。町民はその後どうなったか知りたいですよ」という意見が町民からあり、前町長の対応に疑問を持っている私は、町民から言われたこの言葉が強く印象に残っていました。

福島町議会では、本会議終了後の議会運営委員

会で、反省会を行っています。議員の質問の内容だけでなく、答弁する側の課題についても議会運営委員会を確認します。

反省事項をとりまとめるなかで、毎回のよう、しっかりと答弁しない前町長の姿勢や発言が指摘され、そのことを直接町長部に手交し、伝えても、改善しない状況が続いていました。手交は、副町長、総務課長が議会に来て、正副議長と議会運営委員長から行っています。

いっこうに前町長の姿勢は改善されないため、議会は本腰を入れて対応することにしました。議会が言いっ放しとならないよう、何かほかの議会を取り組んでいる事例がないか調査するよう、議会運営委員会と議長から議会事務局に指示があり、具体的な検討がはじまりました。

三議会の追跡事例を調査

そこで、質問の追跡をしていた三つの議会を参考にしました。

福島町、松前町、知内町、木古内町の渡島西部四町の議会事務局で年二回、合同の職員研修会を行っていて、福島町議会の実態を話すと、知内町議会が青森県佐井村議会を参考にして、追跡質問をしていることが分かりました。

その研修会がおわって一カ月ほど経ってから、北海道新聞に伊達市議会が一般質問の追跡調査を検討しているとの報道があったので、市議会事務局

局に連絡をしてすぐに資料を送ってもらいました。青森県佐井村議会、知内町議会、伊達市議会の三議会を参考に追跡調査を検討することにしました（紹介する内容は参考当時のもの）。

①佐井村議会の追跡質問

佐井村議会は「佐井村議会追跡質問等に関する規程」を定め、特に参考にしたのは、第一条にある、「再質問（以下、追跡質問という。）に関し必要な事項を定めるものとする」です。

佐井村議会では、第二条第二項の「追跡質問は、議員本人が一年以内（過去三回の定例会までとする。）に質問した事項に限る」。第五条の「追跡質問の発言時間は、二〇分以内とする」。

村議会会議規則の第六一条第二項のなかで「ただし、過去一年以内に質問した事項について、議長の許可を得て、再質問することができる」と決めています。

②知内町議会の追跡質問

知内町議会は佐井村議会を参考に行っている中で、佐井村と同様に町議会会議規則第五八条第二項で「ただし、過去一年以内に質問した事項については、議長の許可を得て、再質問することができる」と定めています。

知内町議会は追跡質問の実施方法について具体的に決めていました。

追跡質問は、一年以内に一般質問した事項とす

るが、一般質問の形骸化にならないよう結果のみを求めるものとする。質問時間は質問・答弁で一〇分以内を目途とし、佐井村より短い設定です。追跡質問の実施時期について、三月定例会での追跡質問は、前年の六月、九月、一二月定例会の質問事項とし、同様に六月定例会、九月定例会、一二月定例会でも何月定例会に質問した事項と定めています。

議事日程についても定め、「追跡質問」は、追跡質問の有無にかかわらず議事日程に載せ、定例会の一般質問の前に行っています。

③伊達市議会の追跡質問

伊達市議会は「一般質問答弁事項進捗状況調査実施要綱」を定め、第一条で「この要綱は、伊達市議会定例会（以下「定例会」という。）における議員の一般質問に対する市長等の答弁及びその後の対応を調査して公表することにより、住民への説明責任を果たすことを目的とする」とし、目的を明確にしています。

第四条（調査対象の申出）で、「様式「答弁指定事項進捗状況調査書（以下「調査書」という。）を当該定例会に係る会議録査収後一〇日以内に議長に提出することができる」としています。

そして第六条（報告の時期）では「市長は、遅くとも答弁を行った定例会の三回目の定例会までに議長へ対応方針等を報告し、住民に対してホームページ等により公表する」として公表を義務づ

け、市長みずから公表するかたちです。

福島町議会はどう追跡するか

これら三議会の内容を参考に福島町議会の追跡調査を検討していきましたが、議会のみで内容を決めたのではなく、適宜、町長部局とも意見交換して確定してきました。

① 追跡調査の対象範囲

まず、追跡調査事項の対象範囲は、参考にした三議会是一般質問のみを対象にしていますが、議会は多様な議案を審議しており、その過程においても議員と首長等が意見交換を行い、町政執行に密接に関係した答弁もあります。

以上のことから、検討にあたっては、一般質問だけではなく、発議以外の議案、補正予算も含めて全て追跡調査の対象にしました。

② 対象とする答弁者と会議

担当課長は政策的決定事項の答弁をすることはできないので、どうしても「検討する」という答弁になりがちです。このため、追跡調査の対象とする答弁者は政策決定権のある町長、副町長、教育長の特別職三人を対象にしました。

対象とする会議は、常任委員会を除き、本会議（定例と定例以外）と予算及び決算特別委員会としました。定例以外の本会議とは、臨時議会と理

解してください。

③ 追跡事項とする答弁例と調査の流れ

追跡調査する具体的な答弁の例は、「実施します」「取り組みます」「検討します」「見直します」「勉強します」「研究します」「調査します」「協議します」「努力します」「努めます」「参考にします」の一一項目です。

答弁する特別職はこれらを使わないように答弁していますが、具体的な話、説明をしなければ、こうした言葉を使ってしまう。

追跡調査の流れは、先ほど触れたように、議会終了後（定例・定例外）にできるだけ速やかに議会運営委員会を開催します。どの議案でどの議員との質疑・意見交換で誰がどのように答弁したのか議長と議会事務局で常にメモをして整理し、その内容を議会運営委員会・議員本人に確認してもらい、確認されたものを議長に提出し、議長はそれを町長等に送付します。送付を受けた町長等は、調査し次の定例会にその内容を報告する流れになっています。

以降、「実施済み」あるいは「実施不可（中止）」とする判断に至るまで、定例会（三、六、九、一二月）の都度、報告を受けます。より詳しく内容を確認したい場合は、一般質問や当初予算および決算審査のなかでの質問・質疑、意見交換で取り上げることを想定しています。

町議会では議案等が配付になった数日後に一般

質問を受け付けています。それは議案等の配布が遅くなると、追跡調査の結果をみて一般質問することができなくなるからです。

④ 追跡調査の期間と公開方法

追跡調査する期間は、佐井村議会と知内町議会は過去一年以内。伊達市議会は市長が対応方針等を報告したときから二年を目途にしています。福島町議会でも、いたずらに期間を長くしないようにし、最初の報告を受けたときに、二年を目途に一旦終了するかたにしています。

公開方法は、伊達市議会を参考に、議会ではなく、答弁をした町長部局が町広報やホームページ（図1）において、速やかに掲載し、町民に対して公表することになっています。

福島町議会の追跡調査の特徴 追跡調査に期待されること

一般質問や特別委員会でのやりとりを議員個人のものとして、議会として対応する追跡調査とされています。議員個人としてではなく、議会全体で対応することに重点を置きました。

たとえば、任期が終了する半年前に一般質問をし、追跡調査する項目が生じても、個人のやりとりだと次の選挙で落選すると、その時点で追跡調査が終わってしまいます。このため、町全体に関わる重要なことは、議員個人ではなく議会として

図1 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告(平成29年6月1日現在) —広報ふくしま 8月号—

整理番号	13	議員名	熊野 茂夫	対応・進捗状況	対応中
質問要旨	<p>①オールイングリッシュの授業について 昨年11月、福島中学校の授業参観日に英語の授業を見ました。中学校3年生になったら、日本語が一言も飛び交わないような、授業時間があるべきだと思うが考えを伺いたい。</p> <p>②コミュニティスクールについて 町ぐるみ、いわゆる、学校、家庭で、地域が一体となって、地域とともにある学校の姿が、好循環を生んで行くと思う。コミュニティスクールは、可能な施策の中に入ってくると思うが教育長の考えは。</p>				
取り組み状況	<p>①オールイングリッシュの授業について 平成28年9月会議で前教育長が報告した内容により終了とします。</p> <p>②コミュニティ・スクールについて 平成29年12月に小学校2校、中学1校の同時指定に向けて (ア) 4月27日学校運営協議会準備委員会の開催 参集範囲：町議会議員・町内会長・保護者・教職員・学校評議員・教育委員・事務局職員 (イ) 6月28日 コミュニティ・スクール指定に向けた準備会委員を対象とした研修会の開催(予定) (ウ) 先進地視察研修(7月 七飯町、知内町(予定)) 会議及び研修会の開催を通して指定に向けた事務を推進する。</p>				

整理番号	18	議員名	平沼 昌平	対応・進捗状況	対応中
質問要旨	<p>【松前半島道路の整備促進に向けた取り組み及び松前町との路網整備について】 松前半島道路が必要だという住んでいる方々の思いを内外に示すのは、やはり各町の首長だと思う。アピールするために看板など何らかの手法や広報に掲載するなどの活動が必要と感じているが如何か。 緊急時に対応した松前町と福島町の間の新たな路網整備について、今はルートが2本ある。松浦～白神間は松前町と協議して道道への昇格を要望しているが、今現在、緊急時に対応できる道路となっているのか。</p>				
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・H29.3.27 松前半島道路勉強会(期成会事務局、構成市町担当者外) ・H29.5.10 道南道路4期成会課長会議 ・H29.5.22 平成29年度松前半島道路建設促進期成会総会(町長出席) ・渡島総合開発期成会 札幌要望(6.27予定)・東京要望(7.27予定) 				

整理番号	19	議員名	平沼 昌平	対応・進捗状況	対応中
質問要旨	<p>【永田文庫を含む町文化財の保管・公開方法について】 学芸員の方が来られて永田文庫や縄文土器等を、見て頂く、説明して頂く、利用して頂くという段階できちんと学術的なもの、文化財的なものの立ち位置、福島町としての方向性(スタンス)を決めておいたほうが良いと思います。 特に永田文庫に関しては、福島町史の根幹をなす資料も結構含まれていると思いますので、その取扱いについては永田先生の長年の歴史を考慮し、一般公開するなり、もう少しきちんとした方向性ができればと感じておりますのでご意見を頂ければと思います。</p>				
取り組み状況	<p>永田文庫の取扱いについては、平成25年度からPDFファイルにデジタル化の作業をし、保存事務を進めており、平成28年度中に概ね2600点余りの資料を整理しました。 現在、町のホームページ上で一般公開に向けて準備しています。 あわせて、福島町視聴覚ライブラリーとして収集した映像資料約130点についても公開に向けて作業を進めています。</p>				

追跡していくことが大事だと考えました。

これから追跡調査に取り組み議員と議会事務局は、やり方や実務の面でいろいろ悩むと思います。いままで説明したことと重複する内容もあります。が、今後の取り組みをイメージしやすいようにまとめましたので、以下に列挙します。

― 追跡調査の具体的な事務 ―

- ① 本会議等のやりとりのなかで、追跡の対象となる「実施します」などの発言をメモします。
- ② 会議終了後、議会運営委員会の反省会があるまでに、議長及び事務局において発言を確認し、議会運営委員会までに発言の要点や、必要に応じて録音音源から全文を反訳することもしています。
- ③ 発言の要点をまとめたら、議会運営委員会で確認してもらい、追跡調査の対象となる事案を確認、判断してもらいます。
- ④ 追跡調査にした方がいいと判断した場合、実際にやりとりをした議員に追跡調査とするか確認します。そのとき、質問をした議員が追跡調査をしないと云えば、追跡の対象にしません。質問をした議員が追跡調査にしたい、といったものを議会として対応します。
- 追跡調査することに決まると、議会事務局が様式第一号（図2）に内容を記入して議長に提出します。
- ⑤ 様式の内容を議長と発言した議員に確認してもらいます。

図2 様式第一号(第4条第1項、第5条第1項関係)

本会議名等		議員名	確認年月日	年	月	日
開催日	年月日	議案名等				
会議名						
質問要旨						
答弁要旨 (答弁者:)						
対応・進捗状況	対応済み (年 月 日)	対応中	実施不可			
取り組み状況	年 月 日 現在					
調査を終了する本会議	年度 月 日 定例会議					
その他参考事項						

整理No. _____

答弁指定事項進捗状況調査

⑥ 正副議長・議会運営委員長において、町長部局へ手交します。これにより、追跡調査の事項として、次回の定例会より進捗状況が報告されることとなります。

報告は、定例会の議事日程にあげられ、今年の六月定例会では、日程第四報告第一号「福島町議会の一般質問等答弁事項進捗状況調査

報告について」となっています。

⑦ 本会議で報告された内容は、町広報紙により町民に知らされます。また、議会ホームページでも公開され、報告と議案の全てをみることもできます。

追跡調査で期待されることの一つは、議員・首長ともに、自分の質問や答弁に対して責任を持つて対応することができる。

二つめは、長と議会が適度な緊張関係を維持して、住民に対する説明責任を果たすことができる。

三つめは、広報紙に掲載することで町民が進捗状況を見て確認することができる。

私が八年間議会事務局にいて感じたことは、「議会」は議員、そして首長・自治体職員のものでもなく、住民のためのものだと思っていました。

議会で引き出された答弁を追跡、監視・チェックして、取り組み状況を住民に公表していくことが議会と議員の目指すべき姿だと思います。

その一つの方法として、福島町議会では追跡調査を実施し、町民との情報共有をすすめています。以上で報告を終えます。

へさわだ もとき

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況 調査実施要綱

平成26年11月25日
議会議要綱第1号

改正 平成27年6月1日議会議要綱第1号
平成28年4月22日議会議要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、福島町議会本会議、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会(以下「本会議等」という)における議員の一般質問及び町長提出議案(以下「議案」という)に対する町長、副町長、教育長(以下「町長等」という)の答弁及びその後の対応を調査して公表することにより、町民への説明責任を果たすことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この調査は、福島町議会(以下「議会」という)が福島町及び福島町教育委員会を対象に行う。

(対象とする答弁調査事項)

第3条 本会議等において、議員の一般質問及び議案審議(質疑・意見交換)に対し、町長等が行った答弁内容を精査し、指定した答弁調査指定事項(以下「指定事項」という)を調査の

対象とする。

2 前項の指定事項は、町長等が「実施します」、「取り組めます」、「検討します」、「見直します」、「勉強します」、「研究します」、「調査します」、「協議します」、「努力します」、「努めます」、「参考にします」等の答弁とする。

(調査対象の申出)

第4条 前条に規定する答弁があつたとき、議会運営委員会は、その内容を様式「答弁指定事項進捗状況調査調書(以下「調書」という)」に当該本会議の会議録(音源)を確認のうえ整理し、質問(審議)した議員に当該調書の確認を経て議長に提出することができる。

2 議長は、前項の規定により提出された調書を町長等へ送付するものとする。

(報告の義務及び方法)

第5条 町長等は、前条第2項の規定により議長から調書が送付されたときは、答弁調査指定事項の対応方針又は進捗状況(以下「対応方針等」という)を当該調書により議会に報告するものとする。

2 町長等は、調書により対応方針等を当該答弁指定事項の結論がでるまで、定例に再開する本会議に報告するものとするが、当該答弁調査指定事項にかかる対応方針等を初めて報告した時から2年を目的に整理するものとする。

3 第2項に規定する議会報告の方法は、議事日程に「福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について」として載せ、町長等の行う行政報告の次に行うものとする。

(町民への報告時期等)

第6条 町長等は、前条第2項の規定に基づく議会報告の内容を、町広報、ホームページ等に速やかに掲載し、町民に対して公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長と町長が協議のうえ定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年度定例会3月会議から適用する。

附則(平成27年6月1日議会議要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成28年4月22日議会議要綱第2号)
この要綱は、公布の日から施行する。